

36協定集中講座

法定の労働時間を超えて労働(法定時間外労働)させる場合、または、法定の休日に労働(法定休日労働)させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。この協定のことを労働基準法第36条に規定されていることから、通称「36協定」といいます。36協定締結前のこの時期に詳しく解説します。

日時	平成27年2月5日(木)13:30~16:30 開場・受付開始 13:00
場所	渋谷区立商工会館2階大研修室(裏面地図参照)
内容	<p>■ ■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 時間外・休日労働を適法に行うための要件は？ ◆ 時間外・休日・深夜労働をさせることができない人は？ ◆ 36協定を適法に締結するための要件は？ ◆ 過半数組織労働組合が過半数割れしても三六協定は有効か？ ◆ 36協定届の作り方のポイントとは？ ◆ 過半数代表者をその都度選任しないことは可能か？ ◆ 過半数代表者は事業場ごとに選任しなければならないか？ ◆ 時間外労働の限度基準の正確な内容やそれが適用されない業種は？ ◆ 特別条項付き36協定の正しい作成法は？ ◆ 特別条項を1年間使い続けることはできるのか？ 等
講師	小磯優子氏 (OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)
受講料	テキスト代 消費税込み 会員 3,000円 会員以外 5,000円
定員	100名 お申込み FAX をいただきましたら、受講番号を付して、FAX にて返送いたします。
申込方法 申込先	<p>① 申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。</p> <p>② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から1月29日(木)まで2週間ない場合は1月29日(木)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名 三菱東京UFJ銀行田町支店 ・ 口座番号 普通預金 0397963 ・ 口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会 ・ 名義人住所 東京都港区芝4-4-5 <p>なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0205 ○○カイシャ等)</p> </div> <p>③ 受講の取消：1月29日(木)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。</p> <p>④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。</p>
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(三田労働基準協会、大田労働基準協会、品川労働基準協会、渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。